

**令和6年度（2024年度）阿蘇くまもと空港「そらよかエリア」  
認知度向上・利用促進プロモーション業務委託基本仕様書**

**1 委託業務名**

令和6年度（2024年度）阿蘇くまもと空港「そらよかエリア」認知度向上・利用促進プロモーション業務

**2 業務の目的**

阿蘇くまもと空港において、2023年3月に開業した新旅客ターミナルビルに続き、地域に開かれた施設として「そらよかエリア」が今秋に開業する。

本件は、「そらよかエリア」の県民への認知向上、利用促進を図るためのプロモーションに係る広報企画の立案及び実施について委託するもの。

**3 委託業務の内容**

下記のテーマ及び方針等を踏まえた広報企画を立案し、その企画に基づくコンテンツの制作及びプロモーション等の具体的な事業を実施する。

**【テーマ】**

阿蘇くまもと空港「そらよかエリア」の県民への認知向上、利用促進を図り、阿蘇くまもと空港の魅力を発信するためのプロモーション企画

**【企画の方針等】**

**（1）手段・手法**

① テレビ、新聞、Web等のメディア露出、SNSによる拡散が見込める、効果的な企画とすること

**（2）エリア・対象**

① 県内に阿蘇くまもと空港「そらよかエリア」を広く発信し、利用促進を図る企画とすること

**【想定される企画内容】**

① 県内での「そらよかエリア」をキーワードとしたプロモーション

② その他、本事業の効果を高めると考えられる独自の提案による企画等

**4 業務の実施**

本業務の実施に当たっては、県及び空港運営会社と緊密な連携を保ちつつ事業を進めるものとし、プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と空港運営会社と協議を行いながら業務を進める。

## 5 著作権に係る留意事項

- (1) 委託業務に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が自由に二次利用できるものとする。また、成果物に関する著作権者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (2) 作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、熊本県と協議のうえ決定するものとする。

## 6 業務委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

## 7 予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。